

請願第 1 号

教育委員会資料

教職員の欠員・未配置の解消を求める請願

- 資料 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）の概要
- 資料 2 欠員の補充及び産育休者の代替者の任用種別
- 資料 3 市立学校における教諭の欠員状況
- 資料 4 産育休取得者数、退職者数の推移
- 資料 5 欠員及び産育休等代替教員の未充足の状況
- 資料 6 産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について（令和 4 年 11 月 1 日付け文部科学省事務連絡文書）
- 資料 7 令和 4 年度（令和 3 年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況のポイント
- 資料 8 採用試験実施状況（H30～R4 年度実施分）
- 資料 9 公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和 4 年度）
- 資料 10 普通退職者数の推移について
- 資料 11 請願事項に対する事務局の考え方について

令和 5 年 3 月 1 日

教育委員会事務局職員部

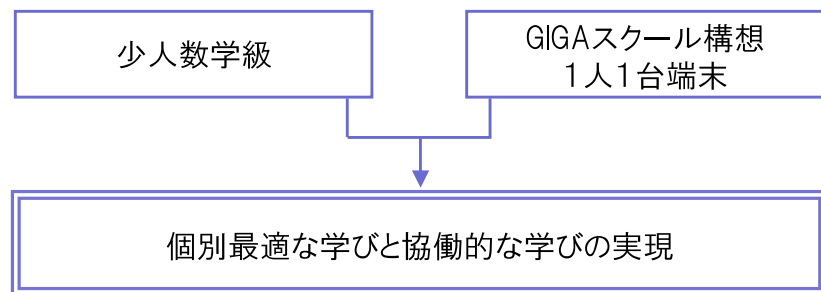
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)の概要

- 公立の義務教育諸学校に関し、学級規模と教職員の適正化を図るため、学級編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定めるもの。一般に、「義務標準法」と略される。
- 学級編制の標準については、令和3年4月に改正され、小学校においては35人(令和7年度までに学年進行で順次35人学級化)で、中学校においては40人で編成することとされている。
- 教職員定数については、学級数等に応じて機械的に算出される定数(基礎定数)と、国の予算に応じて政策目的として配分される定数(加配定数)について、示されている。
(加配定数の例) 指導方法工夫改善 : 少人数指導やチーム・ティーチングを行う
教科担任制 : 小学校において、優先4教科(算数、理科、体育、英語)について専科指導を行う

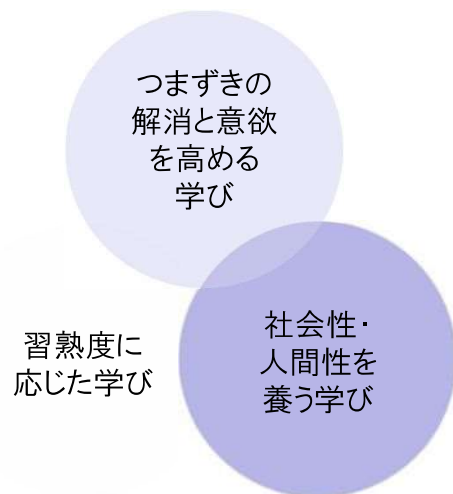
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校*の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



* 義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とするを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

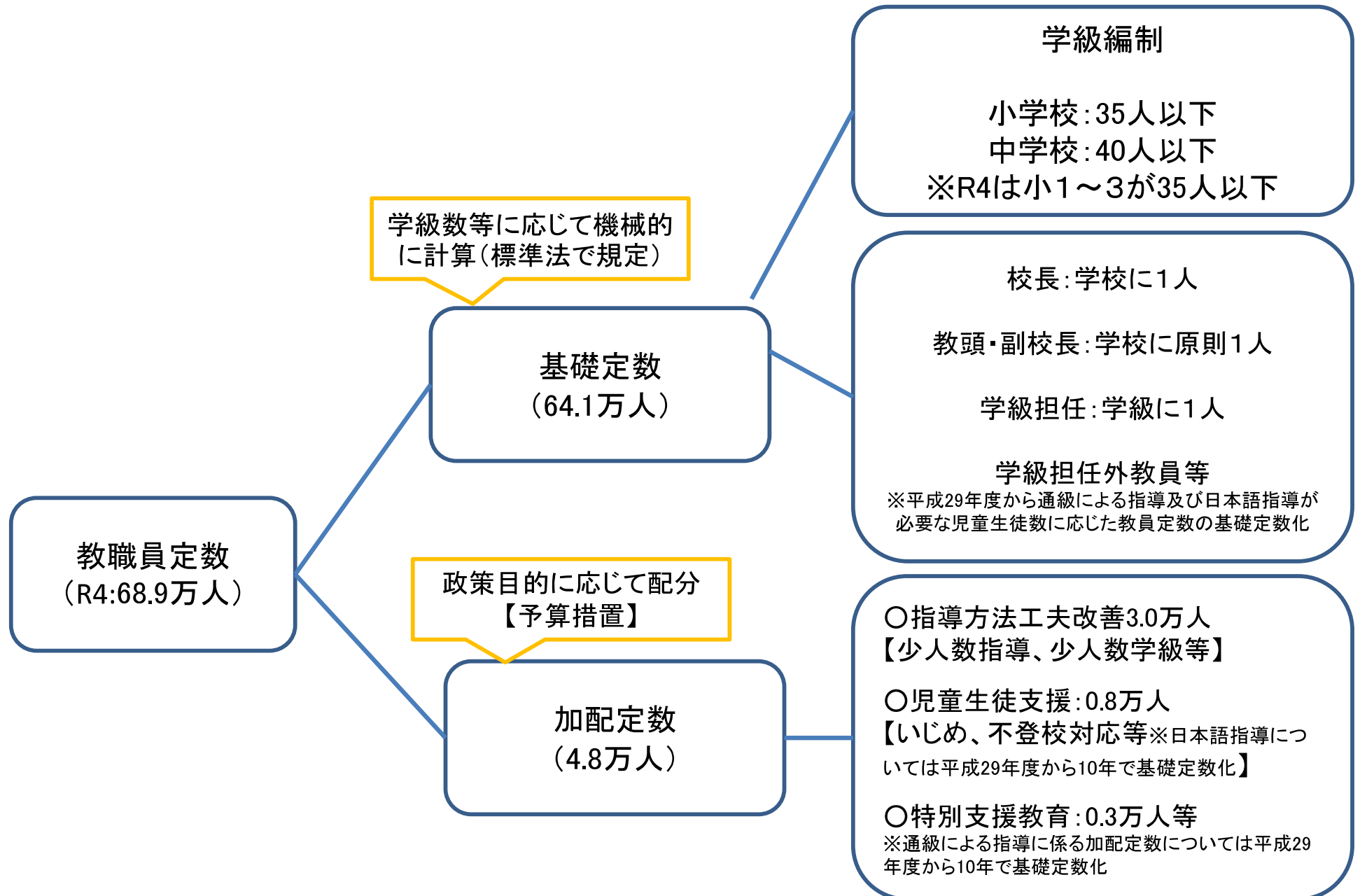
(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

令和3年4月1日

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）



欠員の補充及び産育休者の代替者の任用種別

種別	名称	任用する条件	根拠法
一般任期付教員	一般任期付	当面の間の学級数の増加（定数増）に対応するために任用	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律-第4条
臨時的任用教員	欠員臨任	欠員が生じた場合 （常勤職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な職員が充当されていない場合（定数差））	地方公務員法-第22条の3
	休職臨任	休職者の代替 （常勤職員の任用を予定し得る地位に現に具体的な職員が充当されていない場合（休職））	地方公務員法-第22条の3
	産休臨任	女子教職員が出産休暇を取得した場合で、出産前8週から産後8週までの期間	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律-第3条
	育休臨任	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年未満	地方公務員の育児休業等に関する法律-第6項第2号
育児休業代替任期付教員	育休任期付	教職員が育児休業を請求した場合で、当該請求期間が1年以上の場合（本市では育児休業2年目の場合に適用）	地方公務員の育児休業等に関する法律-第6項第1号

市立学校における教諭の欠員状況

【教諭】

		H30	H31	R2	R3	R4
小学校	欠員	110	115	71	78	90
	臨時的任用教員	108	113	69	73	62
	未充足	2	2	2	5	28
中学校	欠員	99	102	81	98	96
	臨時的任用教員	98	102	81	97	96
	未充足	1	0	0	1	0
高等学校 (全・定)	欠員	41	40	42	39	40
	臨時的任用教員	41	40	41	37	32
	未充足	0	0	1	2	8
特別支援学校	欠員	51	19	29	27	32
	臨時的任用教員	49	19	26	23	32
	未充足	2	0	3	4	0
合計	欠員	301	276	223	242	258
	臨時的任用教員	296	274	217	230	222
	未充足	5	2	6	12	36

※各年5月1日現在

※「教諭」には、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び学校事務職員は含まず、実習助手を含む。

産育休取得者数、休職者数の推移

1 産休（産前産後休暇） （単位：人）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	233	220	250	240	265

2 育児休業 （単位：人）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
男	4	7	11	6	26
女	384	352	366	397	416
合計	388	359	377	403	442

3 休職者数 （単位：人）

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
男	21	21	22	27	23
女	55	50	69	54	63
合計	76	71	91	81	86

欠員及び産育休等代替教員の未充足の状況

資料5

【教諭】

(単位:人)

	小学校	中学校	特別支援	高等学校	計
4月6日時点	48	4	2	10	64
欠員未充足	29	1	1	8	39
産育休代替未充足	8	2	0	0	10
休職者代替未充足	11	1	1	2	15
5月1日時点	44	3	1	9	57
欠員未充足	28	0	0	8	36
産育休代替未充足	8	2	0	0	10
休職者代替未充足	8	1	1	1	11
11月1日時点	83	15.5	2	9	109.5
欠員未充足	30	2.5	0	7	39.5
産育休代替未充足	34	8	1	1	44
休職者代替未充足	19	5	1	1	26
1月1日時点	95	18.5	6	14	133.5
欠員未充足	34	3.5	0	8	45.5
産育休代替未充足	41	6	4	3	54
休職者代替未充足	20	9	2	3	34
2月1日時点	96	20.5	6	14	136.5
欠員未充足	35	4.5	0	8	47.5
産育休代替未充足	41	7	4	3	55
休職者代替未充足	20	9	2	3	34

※教諭には、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員及び学校事務職員は含まず、実習助手を含む。

事務連絡
令和4年11月1日

各都道府県・指定都市教育委員会
義務教育諸学校教職員定数担当課 御中

文部科学省初等中等教育局財務課

産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援について

平素より、適切な教職員定数に関する事務について、御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

臨時的任用教員等の確保ができず、学校へ配置する予定の教師の数に欠員が生じるいわゆる「教師不足」の改善を図る方策の一環として、年度の初期頃に産・育休を取得することが見込まれている教師の代替者を、4月の年度当初から任用することも有益と考えられるところです。

文部科学省においては、任命権者におけるこのような取組を支援するため、令和5年度の加配定数の執行から、別紙のとおり、任命権者が、年度当初から前倒しで臨時的任用教員を配置する場合に、当該加配の目的に沿った活用を前提として、前倒し期間分の加配定数を措置する支援を講じる予定としておりますので、各教育委員会におかれましては、この措置の積極的な活用について御検討いただきますようお願いいたします。

なお、令和5年度における研修等定数等の計画に係る資料の提出については、令和4年10月6日付事務連絡で依頼済みですが、この措置を踏まえた計画の変更については、令和5年度予算編成等も踏まえ、12月下旬頃に別途依頼させていただきます。

(問い合わせ先)

定数企画係 小宮山、伊藤

TEL 03-6734-2038 (直通)

E-Mail teisu@mext.go.jp

1. 支援の概要

任命権者（都道府県・指定都市）が年度途中における産・育休代替教師の任用が困難であることを見越して、あらかじめ把握している年度途中に見込まれる産・育休代替教師を、年度当初から臨時的任用教員として前倒しで任用する場合、4月から産・育休取得予定教師が産・育休を取得する前月までの月数に応じて、加配定数を人数換算して措置する。

（例）7月から産休 → 3ヵ月/12ヵ月（0.25人）

この措置は、現行の加配制度の枠組みの中で実施するものであり、各学校において、加配定数が充てられている期間は、少人数指導や生徒指導など加配の目的に沿った活用が必要となる。 ⇒ 「措置・活用イメージ」は別添参照

2. 加配措置の具体的内容

《対象校種》

小・中学校（義務教育学校、中等教育学校の前期課程を含む。）、特別支援学校（小・中学部）

《対象職種》

教諭等定数（教諭・助教諭・講師）

《加配要件》

5月1日から7月31日までに、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号。以下「産休法」という。）又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）に基づく代替教師を配置するため、当該年度の当初から臨時的任用教員を任用し、産・育休取得予定教師が産・育休を取得するまでの間、加配事由に沿った指導等を行うこと。

《実施期間》

令和5年度から実施し、教師不足の改善状況等を踏まえながら実施期間を検討。

《加配事項》

小・中学校：指導方法工夫改善加配（少人数指導、T・T）、児童生徒支援加配（生徒指導等）
特別支援学校：特別支援教育加配（特別支援学校のセンター的機能強化）

（留意事項）

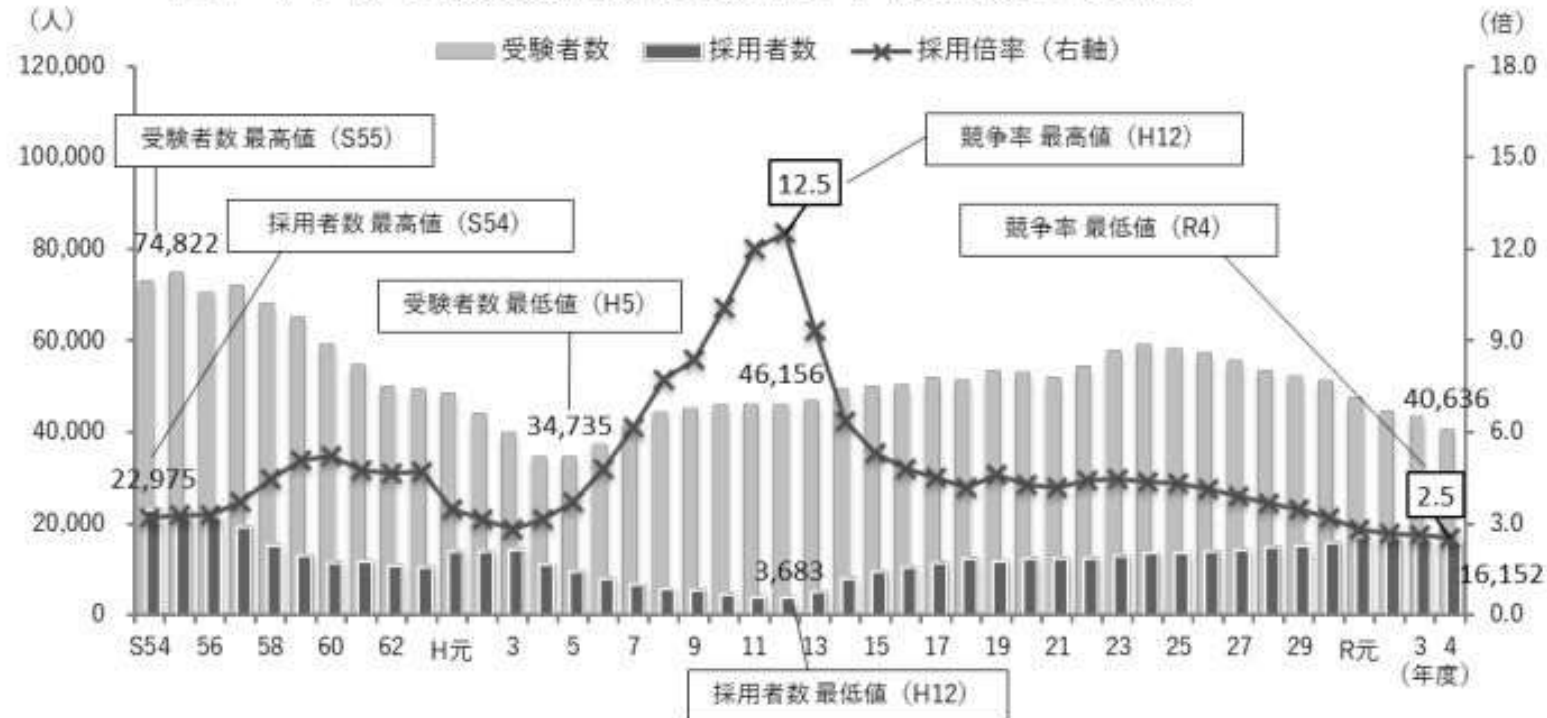
- ・ 人数換算した加配定数は、各都道府県及び指定都市の加配事項毎に1人未満の端数を切り上げて配分する予定。各都道府県等においては、既存の研修等定数を参考に、学校単位で通年分の加配定数が措置されないことに留意しながら適切に定数管理を行うこと。
- ・ 加配定数が措置されている期間は、当該加配項目の趣旨に沿った活動を行うとともに、校務分掌に位置付けることなどにより加配が適切に活用されていることを外形的にも明確化しておくこと。
- ・ 産・育休代替教師をあらかじめ年度当初から任用する場合であっても、都道府県等は、産休法及び育休法に基づく必要な手続きを適切に行うこと。
- ・ 各自治体に対する加配措置数は、全体の申請状況等を踏まえて決定するものであること。
- ・ 上記内容は、現時点の検討状況に基づくものであり、今後、変更があり得るものであること。

令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況のポイント（小学校） （令和4年9月9日 文部科学省資料抜粋）

1. 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

- 競争率(採用倍率)は、2.5倍(過去最低)で、前年度の2.6倍から減少
- 小学校において採用倍率が過去最高の12.5倍であった平成12年度においては採用者数が3,683人であるのに対し、令和4年度は採用者数が16,152人と4倍以上増えている。
- 採用者数は近年増加が続いていたものの、令和元年度をピークに減少に転じた。
- 採用者数が中長期的に安定している自治体では高い採用倍率を維持している一方、採用者数を大幅に増やしてきた自治体で採用倍率が低下している状況にある。

図2 小学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移

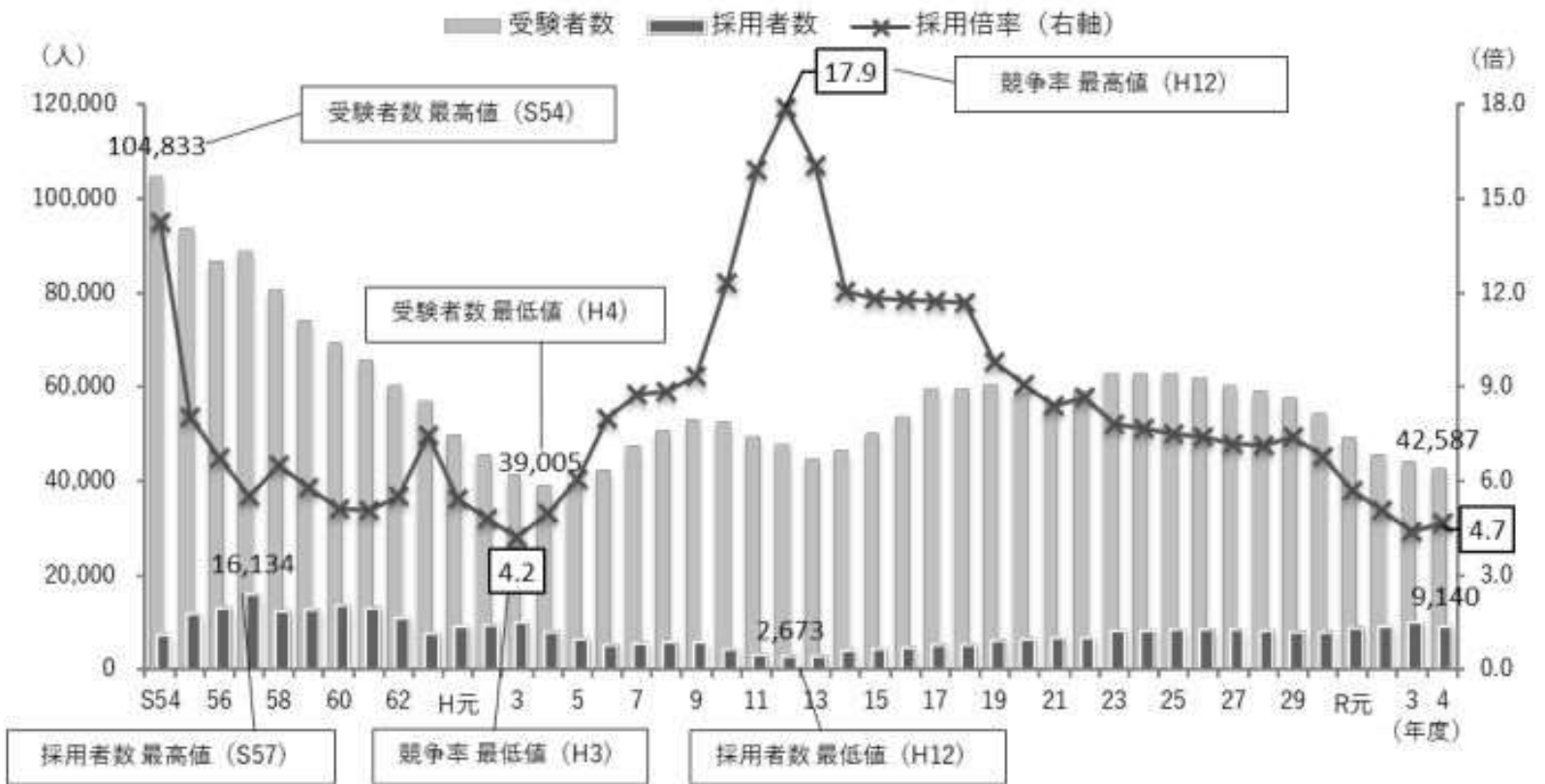


令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況のポイント（中学校）
 （令和4年9月9日 文部科学省資料抜粋）

2. 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)

○中学校の競争率(採用倍率)は、4.7倍で、前年度の4.4倍から増加
 ・採用者数は、9,140人で、前年度に比較して909人減少
 ・受験者数は、42,587人で、前年度に比較して1,518人減少

図3 中学校 受験者数・採用者数・競争率(採用倍率)の推移



採用試験実施状況（H30～R4年度実施分）

試験実施年度	内訳	小学校	中学校／高等学校										高等学校（工業）					特別支援	養護教諭	合計	
			国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術	家庭	英語	計	建設	機械	電気	デザイン				計
令和4年度	募集者数	220名程度	15名程度	5～10名	10～15名	15名程度	若干名	5名程度	10名程度	5名程度	5名程度	15名程度	90～95名程度	若干名	若干名	若干名	-	5～10名程度	15～20名	10名程度	348名程度
	応募者数	563	58	85	66	39	18	16	122	10	16	56	486	2	6	2	-	10	70	73	1,202
	受験者数 a	500	48	75	56	37	14	13	110	7	15	41	416	2	6	1	-	9	65	64	1,054
	合格者数 b	285	15	16	19	17	3	3	11	4	5	16	109	1	1	0	-	2	28	12	436
	R5採用予定者数	227	12	16	18	18	3	3	11	3	5	15	104	0	0	0	-	0	27	12	370
	倍率 a/b	1.8	3.2	4.7	2.9	2.2	4.7	4.3	10.0	1.8	3.0	2.6	3.8	2.0	6.0	-	-	4.5	2.3	5.3	2.4
令和3年度	募集者数	190名程度	5名程度	5名程度	5～10名	10名程度	若干名	若干名	5～10名	若干名	若干名	5～10名	50～55名程度	若干名	若干名	若干名	-	5～10名程度	10名程度	5～10名	268名程度
	応募者数	514	39	76	59	42	27	10	110	5	17	49	434	2	4	0	-	6	65	73	1,092
	受験者数 a	443	29	64	55	40	23	10	96	3	13	42	375	1	2	0	-	3	59	65	945
	合格者数 b	210	8	9	14	11	3	5	12	3	7	11	83	0	0	0	-	0	18	14	325
	R4採用者数	182	8	9	14	11	4	5	12	3	5	10	81	0	0	0	-	0	15	13	291
	倍率 a/b	2.1	3.6	7.1	3.9	3.6	7.7	2.0	8.0	1.0	1.9	3.8	4.5	-	-	-	-	-	3.3	4.6	2.9
令和2年度	募集者数	160名程度	5～10名	若干名	5名程度	若干名	5名程度	5名程度	10名程度	若干名	若干名	10～15名	55名程度	若干名	若干名	-	若干名	5～10名程度	20～25名	5～10名	253名程度
	応募者数	519	45	76	68	49	15	14	113	7	14	55	456	2	5	-	1	8	82	93	1,158
	受験者数 a	469	39	70	65	41	14	12	109	5	12	51	418	1	5	-	1	7	73	87	1,054
	合格者数 b	163	7	4	5	4	5	4	10	2	4	10	55	1	1	-	1	3	20	9	250
	R3採用者数	148	8	4	4	2	4	4	9	3	3	10	51	1	1	-	1	3	20	10	232
	倍率 a/b	2.9	5.6	17.5	13.0	10.3	2.8	3.0	10.9	2.5	3.0	5.1	7.6	1.0	5.0	-	1.0	2.3	3.7	9.7	4.2
平成31 (令和元) 年度	募集者数	180名程度	10～15名	10名程度	5名程度	10～15名	5～10名	5名程度	10名程度	5名程度	5名程度	10～15名	85名程度	-	5名程度	若干名	-	5～10名程度	25名程度	10名程度	308名程度
	応募者数	605	50	84	62	49	16	14	101	5	18	73	472	-	1	3	-	4	82	94	1,257
	受験者数 a	577	48	81	62	46	14	14	98	4	17	68	452	-	0	3	-	3	73	88	1,193
	合格者数 b	224	19	15	7	17	3	5	13	3	7	16	105	-	0	1	-	1	31	10	371
	R2採用者数	180	17	15	7	16	3	5	13	2	6	15	99	-	0	1	-	1	32	8	320
	倍率 a/b	2.6	2.5	5.4	8.9	2.7	4.7	2.8	7.5	1.3	2.4	4.3	4.3	-	-	3.0	-	3.0	2.4	8.8	3.2
平成30年度	募集者数	200名程度	10名程度	5名程度	5名程度	10名程度	若干名	若干名	10～15名	若干名	若干名	10～15名	65名程度	-	-	-	-	-	35名程度	10名程度	310名程度
	応募者数	755	58	90	67	60	12	11	134	13	20	87	552	-	-	-	-	-	105	107	1,519
	受験者数 a	715	56	87	66	58	12	10	131	12	20	80	532	-	-	-	-	-	96	103	1,446
	合格者数 b	230	17	12	15	16	4	2	20	3	7	11	107	-	-	-	-	-	35	14	386
	H31採用者数	181	14	11	13	16	4	2	20	3	8	10	101	-	-	-	-	-	32	14	328
	倍率 a/b	3.1	3.3	7.3	4.4	3.6	3.0	5.0	6.6	4.0	2.9	7.3	5.0	-	-	-	-	-	2.7	7.4	3.7

* 採用者数には、大学院就学等による採用延期の後に採用した者を含む

公立小・中学校等の教員定数の標準に占める正規教員の割合（令和4年度）

	政令市名	正規教員の割合 (%)	順位
1	札幌市	93.9	5
2	仙台市	98.9	1
3	さいたま市	88.9	16
4	千葉市	92.9	10
5	川崎市	94.5	4
6	横浜市	94.7	3
7	相模原市	91.5	12
8	新潟市	93.8	7
9	静岡市	93.2	8
10	浜松市	91.0	14

	政令市名	正規教員の割合 (%)	順位
11	名古屋市	96.9	2
12	京都市	93.2	8
13	大阪市	91.0	14
14	堺市	84.6	20
15	神戸市	91.3	13
16	岡山市	85.2	19
17	広島市	88.8	17
18	北九州市	92.6	11
19	福岡市	93.9	5
20	熊本市	88.4	18

(文部科学省資料から作成)

普通退職者数の推移について

退職事由別／年度別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
家事専念等	34	30	23	25	20
転居	4	11	10	6	18
転職(官公署)	30	37	25	45	47
転職(民間)	9	13	21	26	11
進学	0	1	3	0	0
私傷病	5	13	11	10	19
その他	1	0	0	0	0
合計	83	105	93	112	115

※学校用務員・学校給食調理員・高校の一般事務職を除く

(参考:定年退職者数及び勸奨退職者数)

退職事由別／年度別	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
定年	153	149	123	113	120
勸奨	21	17	18	15	13

※学校用務員・学校給食調理員・高校の一般事務職を除く

請願事項に対する事務局の考え方について

- 請願事項 1 「教育委員会が直接学校に足を運んで聞き取りを行い、教職員の未配置と教職員の過重労働のもとで、子どもたちの学ぶ権利が保障されているのか、学校と教職員がどんな苦境に陥っているのかなどの実態をしっかりと把握すること。そのうえで、教育委員会全体で現状についての共通理解を持ち、現状打開のための方針を確立すること。」について

職員部では、全校の校長とのヒアリングを年3回設け、各学校における人事上の課題だけでなく、学校運営上の課題を聞き、学校現場における様々な課題を把握し、非常勤講師の追加配置等を含め、人材及び予算の範囲内において、各学校の実情に応じた対応に努めております。

また、各区教育担当や支援教育課等の関係課とも連携し、学校の課題の把握に努めている他、毎年、学級編制の実態調査として10校程度の学校を訪問し、学級編制に係る学校運営体制上の実情や課題等を聴取し、これらのヒアリングや調査で得た情報については、関係課と情報交換しながら、学校の抱える課題について教育委員会事務局内で情報の共有化を図っております。

今後も、前述の校長ヒアリング等の様々な情報を総合的に勘案した上で、定数配当や人事配置、臨時的任用教員や非常勤講師の任用等を行ってまいります。

次に、教員採用試験を実施する際に、児童生徒数の長期推計を踏まえた学級数や、教職員定数に関する国の動向、教職員の年齢構成を踏まえた定年退職者数、再任用教職員の任用率を踏まえた推計と定年延長、定年退職以外の理由

による退職者数の見込、校種間人事交流等、不確定な要素も含む、さまざまな要素の動向を勘案の上、毎年の採用計画を策定しております。採用計画の策定に当たり、募集、採用者数決定の各段階において、常に最新のデータに更新しながら取り組んでおります。

また、資料7のとおり、全国的に教員採用選考試験の受験者数が減少する中、本市においては、資料4及び資料5のとおり、出産休暇や育児休業の代替教員、特に年度途中において出産休暇を取得する教員等の代替となる教員の確保が一層困難となり、年度当初の欠員以上に深刻な課題となっております。

小学校においては令和7年度まで、中学校においては令和11年度まで学級数が増加した後、減少傾向に転じていく見通しであることを踏まえ、一時的な教職員定数の増加に対応するために、一般任期付教員の募集・採用を行うことや、国による産育休者の代替教員の前倒し任用に対する定数措置の開始等といった新しい情報にも臨機に対応するなどの取組を進めております。

今後も、教育委員会事務局として、前述のとおり、社会状況の動向等を踏まえ、計画的な教員採用に加えて、臨機に対応としての採用選考等を実施することにより、教員の確保に取り組んでまいります。

●請願事項2「2022年度は、大量の欠員状態でスタートしたことを踏まえ、3月に策定する2024年度の教員採用計画を精査すること。そして、教職員の未配置などという定数法に違反した事態が起こらないようにすること。」について

今後、児童生徒数等の減少に伴い教職員定数が減少していく見込であることに加え、新年度における学級数の確定は4月5日又は6日であるため、前年度以前において正確な学級数を見込むことが困難であること等の諸事情を踏まえると、教職員定数と国庫負担との関係性から、義務標準法に照らして過剰な状態となる可能性を考慮し、定数の一部については、臨時的任用教員により充足することが必要となります。

教員採用計画については、請願事項1に対する考え方で示したとおり、令和6年度の募集者数決定においても、同様に最新のデータを元に策定作業を進めてまいります。

次に、義務標準法については、資料1のとおり、学級編制及び教職員定数の標準を定めるものであるため、この未充足が法令違反であるということにはならないと考えております。

教育委員会事務局としても学校現場における人材の確保は大変重要なことと認識しておりますので、このような状況を可能な限り生じさせないよう、請願事項1に対する考え方で示した取組を継続し、引き続き人材確保に取り組んでまいります。